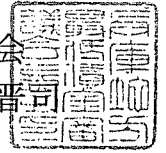




平成22年8月23日

兵庫労働局長  
白川欽也 殿

兵庫地方最低賃金審議会  
会長 鳥邊晋司



兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成22年7月6日付け兵労発基第593号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、雇用戦略対話における最低賃金の引上げに関する合意（平成22年6月3日 雇用戦略対話第4回会合）を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、答申に当たっては別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき平成20年10月22日改正発効された兵庫県最低賃金（時間額712円）を、平成20年度の生活保護費と比較したところ22円下回り、かつ、平成21年度の兵庫県最低賃金の改正を考慮しても13円下回っていたことから、これを今年度で解消することとしたものである。

兵庫県最低賃金

- 1 適用する地域  
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間734円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

## 兵庫県最低賃金と生活保護費との比較について

## 1 最低賃金

- (1) 件 名 兵庫県最低賃金
- (2) 平成 20 年度最低賃金額 時間額 7 1 2 円 (発効日 平成 20 年 10 月 22 日)
- (3) 平成 21 年度最低賃金額 時間額 7 2 1 円 (発効日 平成 21 年 10 月 8 日)

## 2 生活保護費

- (1) 比較対象者  
12～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
平成 20 年度
- (3) 生活保護費 (平成 20 年度)  
生活扶助基準 (第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費) の兵庫県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 (109, 285 円)。

## 3 生活保護に係る施策との整合性について

平成 20 年 10 月 22 日改正発効した兵庫県最低賃金の 1 箇月換算額 (註 1) と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると兵庫県最低賃金が下回り、そのかい離は時間額 (註 2) に換算すると 22 円であった。これに平成 21 年 10 月 8 日改正発効による引上額 9 円を減ずると残るかい離額は 13 円となる。

このため、最低賃金法第 9 条第 3 項の規定に基づき生活保護に係る施策との整合性を図るため、今年度解消することを目指して 13 円の引上げとすることが適当である。

(註 1) 最低賃金 1 箇月換算額

$$712 \text{ 円 (兵庫県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.857 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} \ast = 106,050 \text{ 円}$$

※ 平成 22 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 22 年度地域別最低賃金額改定の目安について (答申)」別添グラフに示された比率。

(註 2) 時間額換算差額算出法

$$\text{(上記 2 の (3) に掲げる金額} - \text{最低賃金 1 箇月換算額)} \div 173.8 \div 0.857$$

※ 1 円未満は切り上げ。